

長野県地方税滞納整理機構職員の営利企業等の従事制限に関する規則

平成23年1月4日

長野県地方税滞納整理機構規則第8号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条第1項に規定する地位は、顧問、評議員及びこれらに準ずるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。